



積丹町

第81号

令和2年9月

議会だより



びくに保育所 ～七夕まつり～

— 内 容 —

◇令和2年第2回積丹町議会定例会 一般質問	◇議会の主なる動き……………13
○新型コロナウイルス感染症対策と災害発生時の避難所について……………2～6	◇議会一口メモ……………13
○観光緊急対策について	◇積丹町議会・委員会出席状況……………14
○災害避難時における連絡網体制の強化について……………6～13	◇編集後記……………14

発行 積丹町議会
編集 議会広報編集特別委員会

令和2年第2回積丹町議会定例会

令和2年第2回積丹町議会定例会が6月30日に招集され、報告1件、議案4件、意見案2件が審議され、7月1日に閉会しました。

一般質問

記載の一般質問は要約しています。

◎新型コロナウイルス感染症対策と災害発生時の避難所について

笹山 よしはる 議員



「現在の新型コロナウイルス感染症への対策が施されている中で、いつ起きるか分からない自然災害が発生した場合の避難をどうすべきか」という問題が、行政や研究者・支援団体等から提起されており、東日本大震災などの避難所において、インフルエンザの流

行が懸念されたことが思い出されます。

今回の新型コロナウイルス感染症は、大部分の人が免疫を持っておらず、毎年流行するインフルエンザよりも感染力が強く、その上、重症化するリスクも高いことから、私は、東日本大震災や熊本地震発生時の対応事例を参考にするのは、不十分である可能性が高いと考えています。全ての人が未経験の事態ですので、これまで以上に感染予防対策に努め、万全を期することが重要だと思えます。

また、準備しておくべき物資の中には、現在はさほどではなくなりましたが、感染が長期化するとマスクや消毒液などの入手が困難になる問題があり、加えて、災害発生時の避難所では、限られた空間で多くの人が共同で避難生活をするため「3密」が避けられず、その開設及び運営自体に難しさを伴う課題があります。

いまだ新型コロナウイルス感染症が収束していない中、想定される災害発生時の対策を考える時に、最も大切な「想像力」を十分に発揮し、今からできることを少しずつ準備しておくことが肝要と思います。町長はどのように考えているのか伺います。

松井町長答弁

今回の新型コロナウイルス

感染症の発生を機に、国は去る4月に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」の通知文書を出しています。その中での対応としては9項目あり、主な項目の1つ目は、可能な限り多くの避難所を開設し、地域によってはホテルや旅館等の活用も検討すること。

2つ目は、避難者の健康状態の

確認は避難所の到着時に行うことが望ましく、また避難生活開始後も定期的に健康状態について確認すること。

3つ目は、避難者や避難所運営スタッフは手洗い、咳エチケット等の基本的な対応の徹底を図ること。

4つ目は、避難所の清掃など衛生環境の確保を整えること。

5つ目は、十分な換気と十分な避難スペースの確保に努めること。

6つ目は、発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保を行うとともに、発熱等の症状が出た避難者の専用スペースやトイレは、一般の避難者とは区域、動線を分けることなどが示さ



れています。

また、北海道では、平成30年度の胆振東部地震の検証委員会からの提言や厳冬期における避難所の運営訓練等の成果と4月に内閣府から示された通知を含めて、この5月に北海道のマニュアルが改正されており、町としてもこの北海道版避難所マニュアルに沿い、町内の避難所運営に当たることを想定しなければならぬものと考えています。

【福祉避難所指定施設】



▲国保診療所

▼特別養護老人ホーム
ゆうるり



その場合、可能な限り多くの避難所を開設することが望ましいとされていますので、職員の配置など避難所運営に当たる町として検討をすべき事項も多くあります。町立国保診療所や特別養護老人ホームゆうるりの2か所は、福祉避難所としても指定しましたので、併せて対応しなければならぬと考えています。その際、1つには通常の避難者、2つには介助を必要とする避難者、それから発熱、咳などのコロナ感染症の疑いのある避難者などの状況に合わせた受け、避難スペースの確保等に当たらなければならぬものと考えています。

まずは、一般避難者との避難区域または避難場所の分離を行うことが必要となりますが、この点については、今回の他の事例、訓練の事例等も鑑みますと、町の判断だけでの対応が難しい事案であることが十分予想されますので、北海道俱知安保健所との連携が必要になってくると考えています。

また、入手の困難性が予想される感染対策物品のマスク、消毒液、更に道の避難マニュアルでは体温計、石けん、ペーパータオル、ウ

ェットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具などが上げられており、この中でマスク、アルコール消毒液及び体温計については、可能な限り避難者自らが持参することが望ましいとされています。今後町民の皆さんへは、そうした観点からのご協力の呼びかけを行うことも必要であらうと考えています。

一方で、これらの感染対策物品については、使用期限が3年から5年と限られているものもありますので、それらの買換えの財源をどう捻出するのか、また何を優先する物品と定めるのか等々の課題もありますことから、この購入整備に当たつての物品等についても今後十分検討した上で、購入物品を決定していく必要があると考えています。いずれにしましても災害が発生し、多くの方が避難することが必要になった場合に、これまでの想定では対応し切れない事態になることは明らかですので、少なくともコロナ感染症に対応するための先ほど申し上げたような内容について十分留意しながら、感染対策物品等の計画的な備蓄整備や職員の新たな対応方策等の準備の

充実に努めてまいりたいと考えています。

再質問

高齢化が進展する中、遠くの避難所まで避難することさえ難しい人も多く、災害の程度や地域によって判断し、危険区域の外ならば自宅待避か、あるいは、これまで逃げる防災が主流でありましたが「自分の命は自分で守る」という行動として、自宅で安全確保をする「自宅待避」にシフトするののも一つの考えではないかと思っております。

また、災害発生の危険が高まり、自治体から避難準備や避難勧告、避難指示が発令された場合は、どんな状況下でも命を守る行動を最優先にすべきと考えます。必ずしも避難イコール定められた避難所・指定避難所へ逃げることでないと思っております。避難命令の同義語となる避難指示、緊急や警戒レベル4の全員避難の用語の裏には、その対象者は危険区域に住む人であり、「安全が確保できた住民は、住宅避難をしてください」というメッセージも含まれ、そのことは、住民に周知されていないのではないかと考えています。

町長答弁と少し重複するところもありますが、災害時の避難の場合、自宅待避または立ち退き避難の判断が必要であり、その判断の目安として、1点目、危険地域外は自宅での安全確保または自宅待避。2点目、頑丈な建物ならば自宅待避または垂直避難。3点目、立ち退き避難については、指定避難場所以外。4点目、車やテントを利用する避難者については、地域の自主防災組織や行政などからの配慮は欠かせないと思います。

また、避難された方々には同時に、支援物資の提供、災害支援、復旧に関する情報の提供、被害状況や必要とされる支援、救護等の要望事項の収集など、感染症と自然災害で大事なものは、それぞれのリスクを知っておくことと思っています。

そのほか、指定避難所については、本当に危険で避難が必要な方のために開設されていると思っています。特に現代のように、新型コロナウイルス感染症の対策が施されていないような状況下では、感染拡大を防ぐため、いつも以上に避難の必要性について考える必要があると思います。

また、台風や大雨による浸水・洪水・内水、更に高潮・土砂災害は、ハザードマップから想定される浸水区域、土地災害警戒区域などを確認することで事前避難の判断が可能になります。もし避難行動方法について事前の検討をしていない状況で、災害の直前あるいは最中に避難情報が発令された場合、「感染が怖い」という理由で、避難するのをやめる可能性が多いにあります。平常時から、もしくは避難を伴う災害が発生するような状況において、極力時間的余裕がある段階で、避難方法に選択肢があることを知っておき、当該災害に対する避難の必要性の有無について確認しておくことは重要と考えますが、町長はどのように考えているのか伺います。

松井町長再答弁 様々な災害の種類、またその緊急の度合い等々、避難者にとりましても、日常の心構えと必ずしも現実的な対応が一致するとは限らない様々なことが想定される中での対策の必要性について、ご指摘がありました。私もお指摘一つ一つについては、それぞれ非常に重要なことと思いま



【防災用資機材】アルコール消毒液・ウェットティッシュ・マスク・体温計

す。

現在も九州地方での災害等が既に発生していますが、私はこれから様々な災害の種類に学んでいくことになると思います。そして、その教訓を生かして、そのノウハウの蓄積を重ねていくことに尽きるのではないかと思います。

また、ご指摘のように、災害の基本であります自助、共助、公助での「自助」の重要性については、まさしく災害がいかなる種類であつても基本とするところであ

りますが、しかし、コロナ感染症の場合に、そのような自助が発揮できるのかどうか、感染症に近い方、また、その疑いのある方が自宅にいて療養している場合どうなのか、避難所内で発生した場合にどうなるのか等々、いろいろと心配なことがたくさんあるわけですので、可能な場合には、親戚や友人宅へ避難することでありますとか、あるいは自宅療養を行って軽い軽症者の方々への対応については、これから国としてもマニュアルづくり等が進んでくることですので、私どももしっかりそうしたことに注意をしまいたいと思います。特に、感染予防物品の備蓄をしつかりすることが非常に大事であり、一方では、その財源確保をどうするのかという難しい課題もありますが、できることからやっていくことが大事ではないかと考えるところ です。

また、ハザードマップは、コロナ感染症対策を考慮しなくても、非常に重要なこととして、同じ豪雨災害にしても、それぞれ発生の場所や時期によって異なりますから、やはり日常的に町が作成した



【防災用資機材】避難所間仕切り

避難マニュアル等について、町としては点検、見直しも必要であります。町民の皆さん方に、日頃から目を通していただき、また、訓練の中でもそうした啓発をしていくことが重要ではないかと考えています。町の防災対策の在り方も、新しい感染症対策を踏まえた在り方に努力してまいりたいと思います。

再々質問

避難所において、避難者の一番大事なことについて、1点目、避難者の健康チェックにおいて、避難者の健康状態の確保

を保健福祉関係者と適切な対応を事前に検討の上、避難所の感染症対応マニュアルにおける病床群サーベイランスの内容を参考として、避難所の到着時に行うことが最も望ましいと考えています。また、検温や健康チェックをするブースを設け、避難生活開始後も定期的に健康状態を確認することも必要だと思えます。

2点目、避難所の衛生対策として、うがい、手洗い、咳エチケットの基本的な対策は、避難者や避難所スタッフが頻繁に手洗いをするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底し、また物品等は定期的にチェックし、目に見える汚れがある時には、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えることです。

3点目、十分な換気の実施・スペースの確保について、避難所は、十分な換気に努め、避難者が十分なスペースを確保できるように留意して、ゾーニング、住戸の区分を可能な限り少人数、個別空間での避難を優先するようお願いいたします。

4点目、感染者対応について、

発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保するとともに、その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレがあればと思っています。症状の兆候がある人を同室にすることは、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくありません。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで仕切るなどの工夫をすることが望ましいと思われまます。避難所のスペースの利用方法については、事前に関係者や施設管理者等と調整を図る必要もあると思われまます。

5点目、3密（密閉、密集、密接）を避け、避難者同士が2メートル以上の適正な距離が取れるように係員がスペースを指定するのが好ましく、更に3密を避ける対策として、(イ)多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面をつくらない。(ロ)避難人数を極力少なく、また気温に関わらず換気を行う。(ハ)寒さへの対策は避難者に確認をする。これについては、熊本地震の事例ですが、避難所で避難者が「毛布1枚では寒い」と訴え、その後、発熱し1日経過した後、救急搬送され、4日目に

亡くなられたという事例もあります。(ニ)消毒液、マスク、間仕切り板の備蓄品の確保ですが、これについて当町で、備蓄されているのかどうか伺います。

次に、課題として障害者や介護が必要な高齢者が自宅療養をしている病状者の避難行動、また乳児を抱えた女性や妊婦の方の新型コロナウイルス対策においては、一層の配慮が必要であり、困難が予想されると思われまます。こうした方々のために福祉避難所がありますが、先ほど町長答弁で診療所と特別養護老人ホームゆうりの2か所が指定されているとのことですが、残念ながら新型コロナウイルスへの感染リスクを考えると、受入れ施設の立場からは難しい判断を迫られるような気がいたします。避難者がコロナウイルスを発症した場合、一人一人の尊厳が守られるよう病院への移送や個室の確保ができるような仕組みの必要があるのではないのでしょうか。電話やオンラインで避難所から保健医療調整や感染症の専門家等に相談できる体制づくり、持病の薬の手配等、配慮が必要ではないでしょうか。災害には季節は関係なく、いつ発生しても

おかしくありません。最悪の事態を想定して準備をしておくのが防災ならば、今、新型コロナウイルス感染症拡大を防止しつつ、自然災害への対応をどうするのかを考えるのが非常に大切なことであると思います。町長はどのように考えているのか伺います。

松井町長再々答弁

町民の皆さんも体温計等を用意されていると思いますが、避難所においては非接触型の検温器等々の備えも今後必要ではないかと思えますし、また、職員の対応についても3つの基本的なことを自ら実行しながら、かつ、避難者に対して最低限3つの要件を確保できるように対応が必要になってくることになり、また、自宅療養をしている方、乳幼児に対する対応等々、新たな検討課題が出てきようかと思えます。

先ほど申し上げたように、国道のマニユアル等も改訂されてくると思うわけでありますが、まずは、私どもの今現在の体制の点検あるいはまた、可能な体制整備のための準備について、できることからやらせていくことに努めてまいります。

また、仕切り板も様々な形のものの、また避難場所に応じたものも必要であると思えます。一般的な非常災害の中で、必要な非常用間仕切りも50台程度用意はしていますが、コロナ対策を考えたときに、その仕様、形等がふさわしいものかどうかも含めて、今後検討していかなければならぬと思えます。非常災害も特に緊急を要する場合、コロナもさることながら、まずは命を守ることから始まります。その上に立っての感染症対策ということでありますから、非常に防災対策のハードルも高くなってくることを十分にとどめながら、町の防災対策の向上に努力してまいりたいと思えます。



◎観光緊急対策について ◎災害避難時における連絡網体制 の強化について

岩本 幹兒 議員

最初に「観光緊急対策について」、世界を大混乱に陥れている

新型コロナウイルス感染症拡大のため、日本経済も大変憂慮される状態が続いており、積丹町においても第1次産業たる農業、漁業の不振とともに、今や積丹町では第一の基幹産業といっても過言ではない観光関連産業が非常に厳しい状況にあります。

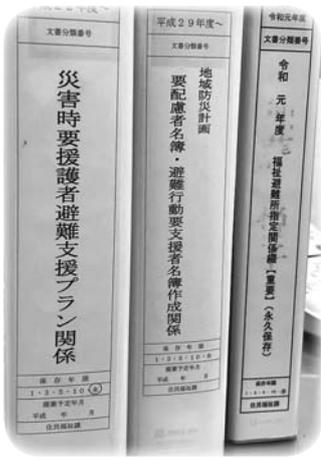
国の方もいろいろと対策を立ててはおりますが、残念ながら積丹観光の今年は、外国人観光客はほとんど期待できない状況で、国内

の団体観光客も同様のものがあると思いますが、個人観光客においては新型コロナウイルス感染症拡大の経過にもよると思いますが、これからある程度期待が得られる面もあるのではないかと思いますので、それに対しての施策を講じる必要があると思えます。

そこで、今後は内向き対策ばかりでなく、外向き対策の観光緊急対策として、例えば宿泊観光客対策として、以前に実施されたことがある「とま得券」の再発布、また、一般観光客対策として、従前よりもさらに条件を緩やかにしたスタンプラリーを実施し、町内の3店舗からスタンプを集め、最後は観光協会で漏れなく景品がもらえるなどの施策を状況に合わせていろいろと早急に講じる必要があると

思います。ウニ漁も始まり、これから7月、8月と本格的な積丹観光の季節となり、さらには9月からの秋観光へとつなげる期待を込めて、新型コロナウイルス感染症対策が長期間になることも予想される場所でもありますが、この難局を乗り切るために、町は今後どのような対策を考えているのでしょうか。この切迫してきている事態に対してスピード感を持って取り組んでいただきたいと思いますが、さらにどのような取組をするつもりなのか。町長の考えを伺います。

次に「災害避難時における連絡



▶避難行動要支援者名簿等

網体制の強化について」、地球温暖化の影響なのか、いわゆる異常気象が通常気象になりつつある中、多発する台風、竜巻などの自然災害、あるいは火事などの人的災害に対して、積丹町は避難時に高齢者、とりわけ要支援、要介護などの介護認定者などに対する避難連絡網体制をいま一度しっかりと見直し、避難が必要となった場合は、町役場、消防などが中心的な役割を担うことになると思いますが、常日頃そのような対象者に対して、でき得れば隣近所の町民の中から担当者を選定、配備して、それぞれの状況をよく把握できるようにしておく、心配なく迅速に避難できるような体制づくりをしっかりと築いていくことも必要であると思います。

そこで、特に介助が必要と思われる介護認定者の中で、施設等ではなく自宅で生活している方は、現在、積丹町に何名いるのですか。また、そのような介助が必要となる独居高齢者世帯、夫婦高齢者世帯の数は、それぞれ幾らなのでしょう。その数は増加傾向にあるのでしょうか、減少傾向にあるのでしょうか。繰り返しになりますが、高齢者が安心して暮らすためにも災害避難時における連絡網体制をしっかりと築いておくべきではないかと思えますが、町長はどのような考えでしょうか。

松井町長答弁

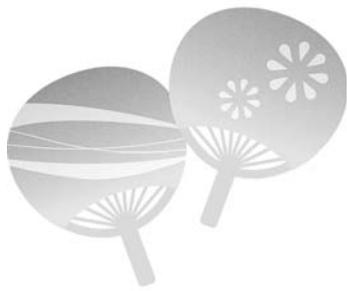
1点目の「観光

緊急対策について」であります。が、コロナ緊急事態宣言に伴う当町の商工観光業への深刻な影響は今も続いており、国・道の公的支援制度の活用等それぞれの事業者の皆さんの自助努力により、事業の継続に懸命の努力をされており、まずことに敬意を表しながら、私も大変厳しい現状を憂慮しております。積丹観光の最盛期に向けて、今後の入り込みの回復の動向を願いながら、大きな期待を寄せていますが、今後の観光客誘客奨励のため、現在、国が進めようとしております「GOTOキャンペーン事業」及び近日中に始まりました道の「観光客誘客促進道民割引事業」など国内・道内旅行喚起のための国・道をあけての新たな観光振興対策の全国・全道的な展開の好影響に、大きな期待を寄せながらも、それらとの相乗効果を目指した積丹町独自の緊急的な対策の必要性を痛感しているところで。また、道の観光対策については、政府の5月25日の緊急事態宣言の解除を受けた後、7月末までの段階的な社会経済活動の活発化、いわゆる国の「新しい生活様式」及び「新しい北海道スタイル」の実践を基本に、国内・道内観光客誘客喚起対策の強化を図ることを目指しているわけであり、その際、私どもが特に認識を新たにしなければならぬことは、そうした今後の新たな国内・道内の観光客の誘客の喚起対策において、一つには「感染防止対策と観光業の回復」の両立を図ることを最も重要な要件とした緊急対策を目指すことが、国・道の方針であります。言い換えれば、コロナと共存の時代を踏まえて、新たな視点と長期的視点に立った「感染症にも経済危機にも強いコロナに安心安全な観光地づくりを目指した観光誘客対策」であることが求められていると考えます。そうした視点に立って、私どもは経験したことのない事態に、今遭遇しているわけであり、今から、その対応に非常に苦慮しながらも様々な対策を模索せざるを得ないわけであり、

まずは、国及び北海道の様々な観光業喚起・回復対策としての公的支援制度の活用 of 積極的な奨励に努めてまいりたいと思っております。

そして、積丹観光の最盛期とその後を見据えて非常に厳しい状況下にある町内の小規模事業者の皆さんが、事業の継続ができるように、町内の産業経済団体との協議の場を早期に設けて、官民連携の下で積丹観光の優位性を生かし、また英知を結集し、特色のある対策の構築を急いでまいりたいと考えているところです。

議員から過年度に実施した「とま得券」の再交付、スタンプラリー事業の実施等のご提言もあり



ましたが、その具体的な実施方法等については、町内の関係事業者におかれましても、過去に実施したこれら取組事業の実績と評価について検証を加え、同様の事業を展開するとした場合には、どのような事業展開とすべきか、その具体的な方策をどのようにするのか等々、また、関係実施団体等の準備期間や実施時期もありますから、そうした具体的な計画の策定について、検討・協議を急いでまいりたいと考えています。

次に、2点目の「災害避難時における連絡網体制の強化について」であります。災害が発生した際に、自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害対策基本法では、特に支援を要する要介護高齢者や障害者等の情報を事前に把握して、「避難行動要支援者名簿」を作成することを自治体に義務づけています。当町におきましても「避難行動要支援者名簿」を作成しており、要介護高齢者や障害者等の情報の把握に努めているところです。この「避難行動要支援者名簿」は法律に基づき、その名簿の情報は、年1回更新をして、各

関係機関に提供することに努めているところです。

1つ目の特に介助が必要と思われる介護認定者の中で、施設等ではなく、自宅で生活している方の人数についてですが、令和2年1月6日現在で63名の名簿登録要支援者のうち、介助が必要と思われる介護認定者の中で自宅で生活しておられる方は34名です。

2つ目の介助が必要となる独居高齢者世帯、夫婦高齢者世帯の数ですが、同日現在で名簿登録者中、独居高齢者世帯が10世帯、夫婦高齢者世帯が5世帯です。

3つ目に、その数の増減傾向についてですが、比較の1つの方法として、平成29年度と令和元年度と比較をしますと名簿登録者中、介助が必要と思われる介護認定者の中で、自宅で生活している方は、平成29年度は36名、平成元年度では34名と2名減です。同じく独居高齢者世帯及び夫婦高齢者世帯は、29年度の独居高齢者世帯は11世帯、夫婦高齢者世帯は8世帯、令和元年度の独居高齢者世帯は10世帯、夫婦高齢者世帯は5世帯で、若干減少傾向にあります。

次に、ご指摘の高齢者が安心して



第14回積丹ソーラン味覚祭り (R元.6.30)

て暮らしていくためにも、災害避難時における連絡体制の構築の必要性について、基本的に私もその重要性においては、全く同感です。近年、様々な自然災害の発生頻度が高まっている中、どう対応していくのか、先ほどの笹山議員のご質問にもありましたように、災害対応の基本、自助、共助、公助の基本的な認識の中で、全ての災害において公助の役割を担う行政の対応だけで、ただいま申し上げたような要支援者一人一人の避難を確実に実現するという難しい現実

もあることに議員もご理解いただけると思っております。そのようなことを踏まえながらも、町では、現在、常日頃から災害時の避難行動要支援者の情報提供を行い、それぞれの地区には、それぞれの地区の特色、あるいは住民のコミュニティ環境も異なる面がありま

すので、それぞれの地区内の日常の町民生活環境や地域事情を最も承知している町内会、自治会、民生委員、各消防分団の団員の皆さんなど、地区内の身近な隣人の助け合いが主導的役割を担い、互いに協力、連携した、いわゆる共助の精神を第一に、また、共助の精神を育む大切さを認識した中で、災害時の避難行動の意識を高めるための啓発を繰り返し行っているところ

です。

また、近年は、そうした意識の下で、町内各地区では、それぞれ特色ある自主訓練等が徐々に行われるようになっていきます。災害発生時に、避難が必要となった高齢者が、各地区の地域事情等を生かして心配なく迅速に対応できる体制づくりは、これからも極めて重要なことでありますから、そうした認識に立って、一層の啓発や支

援、また、訓練等の充実に努めてまいりたいと考えています。

再質問

「観光緊急対策について」、4月から積丹観光の幕開けとなり、5月の連休に関係者はそれなりの期待を持っていたところですが、「緊急事態宣言」により散々の状況でした。新型コロナウイルス感染症対策が長期化される中で、先ほども申し上げましたけれども、今年の積丹観光の先行きは、かなり厳しいものがあります。



余別自治会「津波避難訓練」(R元.9.12)

特に宿泊、飲食関係などは厳しい状況が続いていることは言うまでもありません。例年の積丹ソーラ風味祭りも中止になり、何かイベントで元気づけようとしても現在の状況では無理ですが、事情が許すようになったならば、新型コロナウイルス感染症対策に十分注意しながらも、何らかの小規模なイベントを何度か開催したりすることも町を活気づける一つの方法ではないかと思いますが、そういうことを考え、町として何か計画する気構えはあるのでしょうか。

次に「災害避難時における連絡網体制の強化について」、自宅で生活する介護認定者が34名とのことですが、その介護度の内訳を教えてください。

また、隣近所の町民の中からといっても人間関係の難しさもあると思うので、担当者を選定し、配備するとはいつても、介護される側と介助する側双方の理解を得ることも必要になります。そこは、町がうまく仲立ちして体制づくりに尽力してほしいと思えますが、町はそこまで立ち入る考えはあるのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

松井町長再答弁

1点目の「観光緊急対策について」であります。私が、私も今年度については難しい状況が続くものと思っており、基本的な認識については、先ほどお答えしたとおりです。今後、実施可能な小イベント等の開催についても一つのご提言として、具体的な今後の対策等の課題として、関係団体等の協議の中でも議会のご心配の声をお伝えしていきたいと考えます。

既に、自助努力の一環として、現在の厳しい状況を踏まえて、特に緊急事態宣言解除直後から8月までの間を用途に、積丹町独自に観光協会、観光振興公社、ペニンシュラが力を合わせて道内向けの観光客の誘致宣伝のためのテレビ、ラジオ放送を行っており、機を得た自主的な対策事業ですから、町も一部経費の助成支援をしているところ

です。

また、今後の対策の中では、重要な感染予防対策との両立という難しい課題がありますが、この点についても観光協会が旅館組合等と協議会を構成して、飲食店や宿泊施設で感染予防の強化に必要なマスク、手袋、フェイスルシール

下等の配備、備蓄の充実のため、道の感染予防対策緊急支援事業補助金を活用するために申請をしています。また、今後は旅館等の宿泊施設の衛生・換気対策の重要性が指摘されていますが、当町の宿泊施設の新たな環境改善対策への取組の検討などの動きも出ております。現在、様々な公的な融資、補助制度の活用支援のために、町内の産業経済団体では、特に会員の事業継続に向けた相談業務・助言等の業務で非常に多忙になっている中で、そうした新たな国や道の制度活用のための取組を始めておりますことに、敬意を表しながら、町としてもできる限りこうした事業の採択に向けた支援に努めてまいりたいと考えています。

各産業経済団体の代表の方々や構成員の方々とも現下の状況を把握して、どんな対策が積丹町にとって、最も適策であるのかについての検討を急いでまいりたいと思っております。時間的に可能であれば、そうした検討結果に基づく提案等について、議会にもご相談を申し上げてまいりたいと考えます。

次に、2点目の介護が必要と思

われる介護認定者の中で、自宅で生活している方、34名の介護度別の人数については、担当課長から具体的な数字を答弁させていただきまます。また、担当者の地区内での体制づくりについては、形はともかく、私は決してそれぞれの地区の自治会、町内会も会長や会だけに任せるということでなく、それぞれ隣近所の方々が声を掛け合う、いざというときには、「誰のところにはどのように行くか」なども含めた訓練等も自治会・町内会で行っております。例えば、町では避難所を設営する、また、各地区にいる要支援者の方々の状況がどうなのかということについては、自治会長、町内会長、あるいは民生委員の方々とも十分連携を取りながら「今何が必要か」、「そのところになたが一番早く対応できるのか」など連携を取りながら行っているところです。

一方で、ご指摘のような特定の方を担当者として定めることについては、町の行政の立場で申し上げますと懸念されることもあるところですが、万が一その方の善意の対応が十分でなかった場合に、非常に難しい責任や不信感を与える

ような人間関係になるのではないかなども心配されるわけでありまます。現在は、それぞれの各地区内で、できる範囲内での隣近所との連携を深めた中でやっておりますから、そうした体制に課題があるとするれば、さらにどうすれば充実されるか、それぞれ地域の中でも地域事情もあるでしょうから、そうしたご意見も聞きながら、体制づくりに取り組んでまいりたいと考えています。ご指摘のように災害時の連絡体制や情報の共有体制は、非常に大事ですから、今後とも努力してまいります。

下山住民福祉課長答弁

名簿登録

録要支援者63名のうち、自宅で生活している34名の介護度の内訳は、要介護1は5名、要介護2は5名、要介護3は11名、要介護4は2名、要介護5は1名で、そのほか要支援1と2、事業対象者の3区分を合わせて10名となり、合計で34名です。

再々質問

「観光緊急対策について」、確かに小規模イベント等を計画したとしても現在の状況では、全く先の見通しが立たないこ

とになるかもしれませんし、仮にせっかく計画したとしても中止をせざるを得ない事態になるかもしれません。ある程度、今のままの状態がよい方向に向かうことを期待して、小規模イベントだけでなく、どのようにすると町に活気をもたらしことができるか、いろいろと積極的に前向きに進む心構えが必要だと思えます。町長は「時期や準備期間などいろいろある」と答弁されましたが、具体的に、積極的に、前向きに、本当にこれは緊急事態であり、難局ですので、進んで欲しいと思えます。

次に「災害避難時における連絡網体制の強化について」、自宅で生活している介護認定者、要支援から介護度4と5の方もおり、平成29年度から令和元年度までの状



況の中で、独居高齢者世帯が11世帯から10世帯、夫婦高齢者世帯が8世帯から5世帯と、このように減少傾向にあるということですが、これは介護認定者そのものの数が減ったのではなく、人口の減少もあります。一番の原因は、高齢者のさらなる高齢化が進み、こういう数の現状になっていると思うのですが、町はその辺はどのように分析されているのですか。当然高齢化が進んでいくと、体調が悪くなり自宅では生活できず、介護施設に入所されるという流れが進んだ結果により、減少傾向にあるのではないかと思いますけれどもその辺はどのように思いますか。

それから、これは答えられなければ、結構ですけれども、34名の方のうち、町で認知症、あるいは認知症の疑いのある方を把握しているのでしょうか。そういうところまで町は把握しているのでしょうか。

そしてまた、この度の新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願うところではありますが、このような状況の中で、先月にフィリピンで台風災害があり、現実に複合災害が起こってしまいま

した。町長は国の指針が4月にあり、9項目について5月に北海道版の避難所マニュアルが改正され、積丹町もそれに沿って、今検討しているということですが、「3密」については、人口の少ない積丹町にとつては、逆に利点があると私は思います。つまり「3密」を防ぐ手段はいろいろあり、対策は積丹町のような小規模町村は、むしろ立てやすいのではないかと私は思います。きちんとした積丹町のマニュアルが必要ではないかと思えますので、新型コロナウイルス感染症拡大の第2波、第3波が来ないことを強く願うところではありますが、できる限り、急いで作る必要があるのではないかと思います。当然基本となる北海道のマニュアルがあるわけですので、それにある程度ならってもいいですけれども、全てが北海道イコール積丹町というわけではないですから、積丹町は積丹町独自で作っておく必要があると思います。その辺について町長はどのような考えでしょうか。

松井町長再々答弁

1点目の「観光緊急対策について」ですが、

緊急性については、私も同じ認識です。今定例会の招集告示後に、国から市町村へ第2次地方創生臨時交付金についての通知があり、議長宛てにお知らせをさせていただきました。金額は、総額1億2,600万円です。今日現在、道への提出期限等は示されておりませんが、国からの臨時交付金の使い方については、地方単独事業ということで自由度はありますが、その「地方創生臨時交付金」は、第一次と同じく「地方創生」という言葉が付くわけで、今回のコロナの「感染予防対策と経済との両立」を目指す対策としても「新しいコロナとの共存の時代を踏まえ、これからのまちづくり『地方創生』につなげるようなアイデアを凝らした使途を考えていただきたい」という趣旨の要請も国から来ています。

また、一方で、先ほど申し上げたように、特に観光関係については、関係の団体や農協、漁協等々もしっかり連携する必要がありますので、そうした意見交換、検討会議等々をやっていたかのように、庁内各課へ指示をしています。また、私から特に次の3つの視点で

交付金使途の検討をしたらどうか指示をしています。

コロナとの共存の時代ということとで、一つには「感染症に強いまちづくり対策の視点から役立つ事業」、二つには「現在の厳しい経済・生活状況を踏まえ、これを乗り越えるための対策に役立つ事業」、三つには、国が最も期待している「感染症にも経済にも強いこれからのまちづくりを踏まえ、その新しい課題解決や検討の方向

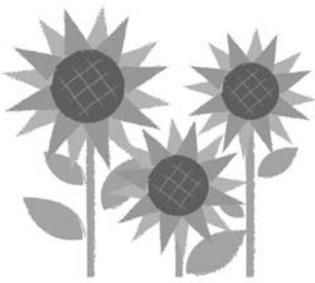


◀火の帆 (HONOHO) KIBOU/きぼう

▶積丹ブルー蒸溜所



を見いだすために役立てる事業」の3つの視点からの検討事業であります。この1億2,600万円の中で、コロナの時代の地方創生事業として、具体的な成果をすぐ生み出せるわけではありませんが、例えば数年来議員の深いご理解とご支援をいただいております。また「積丹ジン」の事例を見ても、いろいろな課題と資源があり、それを調査・研究し、どうしたら事業化に結びつけるような計画をつくれるか。その一番大事なところの経費については、従来からの国庫補助事業等の対象に、ならないわけでありますから、まさに、そのようなこれからのまちづくりの方向性の検討に役に立つようなテーマの調査研究などは、私は非常に大事ではないかと考えます。



この点については、役場の中だけでは具体的な計画ができないわけでありますから、外部の積丹応援等の力も借り、官民連携でなければならぬと思います。常々議員の皆さん方からもご指摘があります。当町の観光シーズンの延命化方策や、新しい体験型観光の誘導の在り方等々ご提言いただきながらも、実現できない経緯と現状にありますから、そうしたところに結びつけるような、また、そうしたことの実現を目指す契機となるような使い道を考えることも大事ではないかと考え、大きく3つの観点からそれぞれ各課、課内の検討にあげて知恵を出してほしいと指示しているところです。質問の主旨のスピード感を持った対応については、時間的に予算化の難しさもありますが、最善の努力をしてみたいと思います。また、各団体等々のご意見等も伺った結果を踏まえて、できるだけ早い機会に議員の皆さん方にもお示しをして、様々なご意見を頂戴する機会をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の、3つの質問の

1つ、自宅生活者の介護度から見た減少傾向が、高齢者の施設入所と人口の自然減に伴うものかとのご指摘については、私もご指摘の2つの観点からだろうと推測しています。

次に、2つ目の34名中、認知症の方の人数の把握についてですが、非常に難しい部分もあるのですが、担当課長から支障のない範囲内で答弁をさせたいと思います。

次に、町独自のコロナ対策と自然災害との複合災害を踏まえたマニュアルづくりについてですが、国のマニュアルが決して全てではなく、当然改訂され、適地適策になるような形で見直されてくるものと思っております。今後の動きを十分見極めながら、国道のマニュアルに沿った積丹町にふさわしい対策の在り方について検討を進めてまいりたいと思います。

下山住民福祉課長答弁

名簿登録

録者中の34名の方で、認知症の人数の把握についてですが、この「避難行動要支援者名簿」に登録されている方は、介護認定されている高齢者以外に、障害者の方、妊婦の方、さらに難病などの持病をお

議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所と氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。

詳しくは、議会事務局にお問い合わせ下さい。

電話：44-3380

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用及び手指消毒の上、入室願います。



持ちの方が、それぞれ要配慮者として、1月6日現在において63名の方が登録されています。この名簿の情報は、「配慮が必要な者」ということで、障害担当、高齢者担当等の業務の中で持っている情報を全て集約した形で、例えばこの方は難聴の方、この方は認知の

方という情報を台帳に記載して保管している形になっています。今の時点で、この34名の中に認知症の方が何名いるかは、この場ではお答えできませんが、ただいま申し上げたような形で担当課では、この名簿の中で、情報共有をして対応しているところです。

議会の主なる動き

六月

- 12日 第5回積丹町議会臨時会
- 26日 議会運営委員会
- 30日 第2回積丹町議会定例会（第1日目）

七月

- 1日 第2回積丹町議会定例会（第2日目）
- 21日 北後志衛生施設組合議会 第2回定例会 余市町（山本議長）
- 〃日 北後志消防組合議会 第2回定例会 余市町（山本議長）
- 28日 b&gしゃこたん児童家庭教育支援センター協定調印式及び内覧会（山本議長・海田副議長・笹山総務文教常任委員長）
- 30日 第6回積丹町議会臨時会
- 〃日 議会全員協議会

八月

- 5日 北海道森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡会 定期総会 札幌市（山本議長）
- 21日 広報編集特別委員会
- 28日 後志広域連合議会 第1回臨時会 倶知安町（山本議長）

議 会 一 口 メ モ

一〇〇条調査の結果と取扱い

地方自治法第一〇〇条に基づく当該地方公共団体の事務に関する調査（一〇〇条調査）が終了すると、その結論について、何らかの形で議会の議決を経なければならぬ。

①議員全員で本会議にて調査した場合は、その結論を決議案の形で議員が発議して、その審査を経て議決される。また、②調査を委員会に付託した場合は、通常、委員会としての結論が委員長から委員会報告書の形で議長に提出され、本会議で委員長報告の後に質疑・討論を経て採決される。その諮り方は様々で、調査の目的や事件の内容に応じて結論の出し方が決まる。

ところで、調査の結論がどのように決まっても、それは議会としての「機関意思の決定」であるため、執行当局に対する法的拘束力は無い。従って、執行機関は調査結果に法律上は拘束されないが、①事務処理の欠陥を指摘され、是正または今後の改善を要請するような場合は、政治的・道義的に尊重して真摯に対処する責任を有することは当然であり、議会は今後の議案審議や質問、政策活動や行財政運営の監視活動の面に十分反映させるよう活用すべきものである。また、②執行当局の責任の所在を明確にして結末をつけるべき事件の場合は、それ相応の責任追及のための具体的な措置が執られるものとなる。

(R2年6月～R2年8月)
 ○出席・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名 項目	年月日
山本俊三	佐藤盛男	葛西敏夫	田村雄一	笹山義治	岩本幹兒	佐藤晃	松尾大樹	海田一時		
○	○	○	×	○	○	○	○	○	第5回臨時会	R2.6.12
○	○	○	△	○	△	○	○	△	議会運営委員会	R2.6.26
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2回定例会(一日目)	R2.6.30
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2回定例会(二日目)	R2.7.1
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第6回臨時会	R2.7.30
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会全員協議会	R2.7.30
○	△	○	△	△	○	○	○	○	広報編集特別委員会	R2.8.21

編集後記

本町の夏の風物詩「ウニ漁」が始まったと思ったらのもつかの間、早くもお盆が過ぎました。日中の風は爽やかとなり、夜は涼しさが増してきています。

お盆には時節柄、子供たちと妖怪アニメの話をよくします。日本には各地に伝わる数多くの「妖怪」が存在するようですが、積丹町史には、明治末頃の浜婦美集落に、子供を背負う一本足の雪女が現れたという伝承が掲載されています。

妖怪と言えば人に良くないことをするイメージですが、その中には「アマビエ」といって、海中から光りを輝かせるなどの現象を起こし、「豊作」や「疫病」の予言をしたという心優しい妖怪もいるようです。その姿は足まで届く長い髪にくちばし、うろこを持ち、3本足をした半人半魚で、「病気が流行したら自分の姿を描いて人々に見せなさい」と告げて海中に消えたそうです。

現在も長期化が予想されている「新型コロナウイルス感染症」の沈静化を願って注目された妖怪です。低迷する経済活動ゆえに、その姿を描いて販売されたお菓子やお酒などを疫病退散の護符にするのも結構ですが、やはり第3波の到来を防ぐために、大切なことは、「新たな生活様式」「新北海道スタイル」を日常生活や事業活動に取り入れて実践することです。

コロナに負けない！

(大)

夏の小泊海岸(空撮)

委員長 葛西敏夫
 副委員長 松尾大樹
 委員 海田一時
 佐藤一
 岩本幹兒